

工事書類の簡素化について

令和3年7月1日から適用

1. 目的

受注者に対し提出を求めている工事書類について、提出書類の見直しによる簡素化を行い、受注者及び発注者の監督・検査の業務の合理化を図ることを目的とする。

2. 簡素化書類一覧

	書類の名称	簡素化内容等
1	電子納品事前協議チェックシート	作成・提出不要
2	現場代理人・主任（監理）技術者通知	有資格者であれば、工事履歴添付は不要
3	工事情報実績システム（コリンズ）への登録	登録内容（確認段階）と登録結果の提出は不要
4	工事使用材料の確認及び承諾	使用材料確認は品質を証明する資料のみとし、試験報告書等バックデータの添付は不要
5	測量結果	設計図書の数値と差異がなければ測量結果の提出は不要
6	工事担当技術者台帳	作成・提出不要
7	建設産業廃棄物実施計画書	作成・提出不要
8	段階確認・立会報告資料	監督職員等が臨場した段階確認の報告資料には、立会状況写真の添付は不要
9	建設副産物情報交換システム	一定規模以上に満たない工事（※）は「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」及び「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」の提出は不要
10	施工計画書の変更	変更部分のみの記載とし、最終版（一連版）の作成・提出は不要
11	工事技術管理報告書	作成・提出不要
12	技術管理表	作成・提出不要
13	電子媒体納品書	作成・提出不要
14	安全教育訓練実施に係る資料等	写真は電子納品に格納、災害防止協議会活動記録、店社パトロール実施記録、安全巡視・TBM・KY実施記録、新規入場者教育実施記録、過積載防止記録、使用機械等の点検整備記録、仮設物の点検管理記録、保安施設の点検管理記録は監督員に提示。
15	建設発生土の処理処分状況記録	作成・提出不要
16	地図（処分地への経路表示）	作成・提出不要
17	再生資材使用証明書	作成・提出不要
18	岩石等資材出荷証明書	作成・提出不要
19	コンクリート塊の現場内利用（数量収支確認書）	作成・提出不要
20	コンクリート塊の現場内利用のチェックシート	作成・提出不要
21	建設汚泥再資源化等実績書	作成・提出不要
22	工事現場における建設機械等のアイドリングストップの点検記録表	作成・提出不要
23	排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真	作成・提出不要

※令和3年7月1日以前発注工事分についても、受注者の希望により提出書類の簡素化をすることを妨げない。

※建設副産物情報交換システム

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法） 対象工事：省令に定める一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれかに1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1.土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上 2.砕石・・・・・・・・・・500 t 以上 3.加熱アスファルト混合物・・・・・・・・200 t 以上	次のいずれかに1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1.土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上 2.Co塊、As塊、建設発生木材・・・・・・合計200 t 以上